

○中標津町牛乳消費拡大応援条例

平成26年3月20日条例第13号

中標津町牛乳消費拡大応援条例

(目的)

第1条 この条例は、基幹産業を酪農とする当地域で生産される牛乳が、常に日本のトップクラスの品質であることに誇りを持ち、広くアピールすることで、牛乳の消費拡大と、乳製品食文化の普及継承を促進し、もって地域酪農文化の理解と郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(町の役割)

第2条 中標津町（以下「町」という。）は、牛乳生産に関わる関連事業者（以下「関連事業者」という。）と協力し、牛乳の消費拡大と、乳製品食文化の普及継承の啓発活動に努めるものとする。

(酪農生産者の役割)

第3条 酪農生産者は、牛乳の消費を促進するための活動に主体的に取り組むとともに、町、関連事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(町民の協力)

第4条 町民は、牛乳を使用した郷土料理と食文化を学び、継承することに協力するものとする。

2 町民は、町内で行われる飲食物が提供される会食等において乾杯が行われる場合、可能な範囲において牛乳で乾杯し、その普及促進に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。